年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会）
令和８年 10 月８日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの　　１件

厚生年金保険関係　　１件

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第 2500134 号
厚生局事案番号　：　関東信越（厚）第 2600060 号

第１　結論

１　請求者のＡ社における平成 28 年９月１日から令和５年５月１日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第１欄に掲げる月ごとに、同表の第２欄に掲げる標準報酬月額から第５欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成 28 年９月から令和５年４月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年９月から令和５年４月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（別表の第２欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求者のＡ社における標準賞与額を、平成 28 年 12 月 15 日は４万 7,000 円、平成 29 年９月 15 日は 27 万 5,000 円、同年 12 月 15 日は 23 万円、平成 30 年９月 15 日は 27 万 5,000 円、同年 12 月 15 日は 23 万円、令和元年 12 月 15 日は 30 万 3,000 円、令和２年 12 月 11 日は 34 万 9,000 円、令和３年８月 15 日は 32 万 1,000 円、同年 12 月 15 日は 27 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 28 年 12 月 15 日、平成 29 年９月 15 日、同年 12 月 15 日、平成 30 年９月 15 日、同年 12 月 15 日、令和元年 12 月 15 日、令和２年 12 月 11 日、令和３年８月 15 日及び同年 12 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 12 月 15 日、平成 29 年９月 15 日、同年 12 月 15 日、平成 30 年９月 15 日、同年 12 月 15 日、令和元年 12 月 15 日、令和２年 12 月 11 日、令和３年８月 15 日及び同年 12 月 15 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（令和２年 12 月 11 日については訂正前の標準賞与額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 50 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間 ： ① 平成 28 年９月１日から令和５年５月１日まで
② 平成 28 年 12 月 15 日
③ 平成 29 年９月 15 日
④ 平成 29 年 12 月 15 日
⑤ 平成 30 年９月 15 日
⑥ 平成 30 年 12 月 15 日
⑦ 令和元年 12 月 15 日
⑧ 令和２年 12 月 11 日
⑨ 令和３年８月 15 日
⑩ 令和３年 12 月 15 日

Ａ社における年金記録について、ねんきん定期便と給与明細書を見比べたところ、請求期間①の標準報酬月額は 18 万円とされているが、18 万円に見合う厚生年金保険料より高額の保険料を控除されており、請求期間②から⑩までについては、同社から賞与を支給されたが、標準賞与額の記録が抜けている。各請求期間について、正しい年金記録になるよう調査してほしい。

第３ 判断の理由

１ 請求期間①について、請求者及びＡ社から提出された給与明細書により、別表の第３欄、第４欄及び第５欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第２欄のオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、別表の第１欄に掲げる月ごとに、同表の第５欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年９月１日から令和５年５月１日までの期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し提出したが、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているところ、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届について、保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2　請求期間②から⑩までについて、Ａ社から提出された賞与明細書により、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のＡ社における請求期間②から⑩までの賞与に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 28 年 12 月 15 日は４万 7,000 円、平成 29 年９月 15 日は 27 万 5,000 円、同年 12 月 15 日は 23 万円、平成 30 年９月 15 日は 27 万 5,000 円、同年 12 月 15 日は 23 万円、令和元年 12 月 15 日は 30 万 3,000 円、令和２年 12 月 11 日は 34 万 9,000 円、令和３年８月 15 日は 32 万 1,000 円、同年 12 月 15 日は 27 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑩までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したが、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているところ、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（請求期間⑧については訂正届）について、保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出していることから、年金事務所は、請求者の請求期間②から⑩までの賞与に係る厚生年金保険料（請求期間⑧については訂正前の標準賞与額（30 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表（請求期間①）

第１欄	第２欄	第３欄	第４欄	第５欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額（訂正前）	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額
平成 28 年９月	18 万円	24 万円	22 万円	22 万円
平成 28 年 10 月	18 万円	24 万円	26 万円	24 万円
平成 28 年 11 月	18 万円	24 万円	24 万円	24 万円
平成 28 年 12 月	18 万円	24 万円	22 万円	22 万円
平成 29 年１月から同年８月まで	18 万円	24 万円	24 万円	24 万円
平成 29 年９月及び同年 10 月	18 万円	28 万円	24 万円	24 万円
平成 29 年 11 月及び同年 12 月	18 万円	28 万円	22 万円	22 万円
平成 30 年１月から同年７月まで	18 万円	28 万円	24 万円	24 万円
平成 30 年８月	18 万円	28 万円	22 万円	22 万円
平成 30 年９月及び同年 10 月	18 万円	30 万円	24 万円	24 万円
平成 30 年 11 月	18 万円	30 万円	22 万円	22 万円
平成 30 年 12 月から平成 31 年２月まで	18 万円	30 万円	24 万円	24 万円
平成 31 年３月	18 万円	30 万円	22 万円	22 万円
平成 31 年４月から令和２年４月まで	18 万円	30 万円	24 万円	24 万円
令和２年５月から同年７月まで	18 万円	30 万円	22 万円	22 万円
令和２年８月から令和３年５月まで	18 万円	30 万円	24 万円	24 万円
令和３年６月から令和４年１月まで	18 万円	30 万円	22 万円	22 万円
令和４年２月から令和５年４月まで	18 万円	30 万円	24 万円	24 万円